

能楽の普及と「階級」

— 大正初期の能楽観 —
飯塚 恵理人

明治時代から大正にかけての能楽が、新しい担い手の登場と新しい愛好者の獲得を目指したことは事実であろう。しかし明治・大正期の能楽界では、能楽師が相手を選んで教えていたことも見のがしてはならない。芸者・役者に能を教えたものは破門する、女性を舞台にあげないなど、能楽の愛好者の範囲を限定する動きが明治維新から大正時代にかけて継続してあった。またこの現象は東京・関西・名古屋など、全国的に見られる。だが、なぜそのようなことが広範にあったかについての考察は、従来されていない。

本稿では、この理由を、能楽師の側に、能を上流の人々の芸能と位置づけたいという意図があったのではないかと考え、以下に述べてみたい。大正元年に東京の囃子方が連帯して

出勤料の値上げを要求した。宝生会の本間廣清は「当然の要求」という題名で、囃子方の値上げ要求を容認し、以下のように述べる。「能楽は近來非常の勢力を以つて其範圍が拡大されつゝあるので、其れは結構な事には相違ないが、近時の斯界を見るに其勢力の拡まりつゝある処は中流以下の社会にある様だ。由來能楽は日本最高の芸術として是を嗜む者も学ぶ者も、共に中流以上の社会にあつたのであるから、其芸術の高尚なるのみならず、これに従事する楽師や、これを学ぶ所の所謂お素人も芸術家として又芸術嗜好家として、最も品性の高いものとして、社会からも之を許されてあつた。然るに今日の状態をして此儘に放棄したらんには、熊公八公の類が斯界の中心点とならぬとも限らぬ。従つて芸としては高尚なものでも、中流以下寧ろ下層社会の人々の玩弄物となるに至つては、中流以上の人々は漸く斯道を樂しむ事を恥づるに至るであらう。斯うなつたら、高尚な芸は一変して、能楽と云ふものは浪花節と同視されて了はねばならぬ。現今の斯界に何故斯う云ふ忌まはしい傾向の浸入を見るに至つたかと云ふに、其原因は種々あるであらうが、諸芸の中で能楽が一番安値で見られもし、又最も安い月謝でこれを稽古する事もできる。然かも謡でもやつて居れば一寸世間体がよいと云ふ処から、中流以下に其勢力を示すに至つたのである。

其れで一日の能を何程で見られるかと云へば一人六十銭（一席三円）さへあればよい。其れで朝の八時から午後五時頃迄楽しまれる。場末の寄席ですら一夜三四時間で三四十銭は要る。実に比較にも何にもなつたものぢやない。其芸は日本の最高であり、其見料は日本芸術の最低であると云ふ、最も奇怪な現象をば、今日我が能楽の外に之を觀る事は出来ない。其れでも多くの人は怪しみもせぬのである。」と述べる。本間は、このような能楽の状態を述べた上で「飽く迄も能楽の品位を保つて行には、其れに従事する楽師一同を不平のない範圍内の報酬の下に働かせねばならぬ。」と「能楽の品位」を保つために値上げ要求を認めるよう主張している。また久米民之助は大正初年の能楽界の問題を挙げる中で、「も一つ憂ふ可き事がある。即ち謡や能が、社会の中流以下に廣まりつゝあるの一事である。人によつては、これを以つて斯道の範圍が拡大されたと云つて喜ぶかも知れぬが、私は反対の意見を有つて居る。中流以下の人々が、斯道によつて思想が高尚になれば、誠に結構な事であるが、交際上の道具にしたり、謡を玩弄にされては、斯道の精神が全く没却されて了まふ。斯うなつたら意義ある能楽は亡びて了ふと同時に、品性の下つた人が多くなるから、上流の人達は、共に之を学ぶを好まぬに至るであらう。現に各所の催能に行つて見ても

不行義な人が随分多くなつて居る様に思ふ。」と述べている。「中流以下」に流行することによつて、「品性の下つた人」が能楽に関わることを嫌う点で本間と共通する。また、山階徳次郎は、婦人・子供の謡曲・仕舞の稽古について、「日に月に能楽が隆盛になつてゆくに伴れて、男子ばかりでなく、御婦人方や年若き少年少女で、謡を習つたり、仕舞や鼓の稽古をしたりするものが多くなつて来た。之れに就いてある種類の人達の中には、婦人や子供：殊に女の子供などが、謡を稽古したり、舞をならつたりすることは、決して喜ぶべきことではない。」と云つてある人もあるが、私は強ちさうばかりは云へなからうと思ふ。それとも裏店住ひの賤しいお内儀さんだとか、そこらの馬方のお内儀さんとか、子供だとか云ふ連中が、能楽に手を出して来ると云ふのでは、種々の方面から考へて、種々な故障が湧いて来るから、従つて謡をやつてはよくないとか、舞の稽古などをしては悪いとかも云はなければなるまいが、御婦人方やお子供達で斯道を嗜むといふ人は、多くは社会の中流以上の家庭にある方である。その方達にしても、何か弊害のない娛樂が一つなくては、人間としてよくない。その一つの娛樂に斯道を嗜むといふのだから、私は却つて可い事だらうと思ふ。」と、社会において中流以上の子女であれば認めるといふ態度を取っている。能楽の愛好者

は大正初期、既に「上流」階級者と限定し得ないことは、誰にも明らかであった。ただ、「中流以上」に制限した以上、能楽師にもそれらの愛好者を教える「品位」が要求された。そして「品位」に関わる問題をおこした楽師には舞台に立たさなさいというような制裁が加えられた。たとえば、宗家観世元滋の実父である片山九郎右衛門が妻と不和となり、片山家を退いて、観世元義と改名したとき、その原因に他の女性との関係が噂された。これについて観世元滋は「九郎右衛門とすれば迷惑なことです、誤解にも嘘報にもせよ、斯界の九郎右衛門、私の実父：観世宗家の実父に当るものとしての九郎右衛門が、自分の身の上にさういふ問題を惹起したといふことは、九郎右衛門の人格に欠けた処があるものと見なければならず事実は無根であつてもそれによつて斯界に何ものかの汚名をつけたという点に於ては、九郎右衛門自身の責任であつて宗家として私が之を見ますと、頗る不都合なものと云はなければならぬのであります。それで今迄は毎月観世会の能を一番乃至二番位勤めさせてゐたものを先月から拒絶し、尚京都に於ても決して舞台などには何処にも出勤をせず、当分謹慎するやうにと、命じてゐるやうな次第であります」と述べている。「嘘報」であつても「不都合」であるから「謹慎」とする点で、世間的な「品位」感覚にかなり

気を遣つていゝと言へる。

この記事の末尾には記事をまとめた吉田魯洋が「今後の元義氏は大に自重されん事を望むのである。」と述べており、元滋の処置を支持している。大正初期、能楽師達は能楽の愛好者を「中流以上」の人々までに抑えようとし、それに害となると思われる行動を取る能楽師には制裁を加えた。しかしながら、この時点で謡の流行は「婦人」「中流以下」にまでのがりがりが顕在化していた。そしてそこから新しい愛好者と担い手が育ちつつあつたのである。

注1 「当然の要求」本間廣清「能楽画報」能楽通信社 第五卷第二号 大正元年一〇月一日発行 一六一—一七頁

注2 「門閥を奈何」久米民之助「能楽画報」能楽通信社 第六卷第八号 大正二年七月一日発行 一四頁

注3 「婦人と子供に」山階徳次郎「能楽画報」能楽通信社 第八卷第十号 大正四年一二月一日発行 四頁

注4 「片山の問題」観世元滋「能楽画報」第九卷第四号 大正五年四月一日発行 五頁

補記 本稿は平成一六年度科学研究費補助金基盤研究(C)「東海地域能楽資料の収集と整理」(課題番号・一五五二〇一二四)による成果の一部となる。